

議 事 日 程 (第2号)

令和4年3月3日(木) 午前10時開議

日程第1	議案第8号	湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例制定について
日程第2	議案第9号	湖西市部設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第3	議案第10号	湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第4	議案第11号	湖西市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第5	議案第12号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第6	議案第13号	湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第7	議案第14号	湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
日程第8	議案第15号	湖西市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第9	議案第16号	湖西市都市下水道条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第17号	湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第18号	湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について
日程第12	議案第19号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
日程第13	議案第20号	静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
日程第14	議案第21号	令和3年度湖西市一般会計補正予算(第12号)
日程第15	議案第22号	令和3年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第23号	令和3年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第17	議案第24号	令和3年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
日程第18	議案第26号	令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
日程第19	議案第27号	令和4年度湖西市介護保険事業特別会計予算
日程第20	議案第28号	令和4年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第21	議案第29号	令和4年度湖西市公共下水道事業会計予算
日程第22	議案第30号	令和4年度湖西市水道事業会計予算
日程第23	議案第31号	令和4年度湖西市病院事業会計予算

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

日程に先立ち、令和4年3月湖西市議会定例会議案関係資料の一部訂正について、危機管理監から報告がございます。

危機管理監。

〔危機管理監 安形知哉登壇〕

○危機管理監（安形知哉） 令和4年度予算概要説明書に一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

訂正箇所は、予算概要説明書53ページ下段、通信施設整備費、1、無線設備事業の概要欄一番下の下線部、津波浸水域に居住の場合には2分の1をとっておりますが、正しくは津波浸水域に居住の場合には3分の2をの誤りでございました。

おわびをして訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 危機管理監の報告は終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、楠 浩幸君の質疑に対する答弁資料として、当局から資料配付を求められましたので、これを許可しております。資料はあらかじめ配付させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（馬場 衛） 日程第1 議案第8号 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 改めまして、おはようございます。9番 楠 浩幸でございます。

議案第8号 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例制定についてということで、本来は常任委員会のほうに付託をされてある議案ではありますけれども、あえて今回質問させていただきたいと思っております。

昨年、湖西市はゼロカーボンシティを市長のほうから宣言をされて、2030年までにCO<sub>2</sub>の削減、46%に向けた実行計画を来年度、来月4月から策定をされるということ聞いております。

そんな中で、この実行計画が確実に実行されて、目標達成をするための一つの重要な条例であるというふうに認識をしておりますので、4点ほど通告をさせていただきます。1点ずつ確認をさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、第3条に記載がございます市の責務です。ここにおいて、文の中に円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならないというふうに記載があるわけなんですけれども、具体的に必要な措置というのはどういったようなものなのかをまずお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 答弁をお願いします。

環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

再生可能エネルギー発電設備の設置や維持管理に対し、その内容と状況を把握し、発電設備の設置、管理及び運営における必要な指導、助言及び勧告を行い、それに従わないときは事業者の公表などを行っていくことであると考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今答弁の中に、市の責務として必要な指導を行っていくというふうに答えられたんですけども、例えばどのような形、もう少し具体的にこんな指導ですとか、ケース・バイ・ケースだとは思いますが例えどのような形になるのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今のガイドラインでも実際にはやっていることなんですけど、届出が出された計画について内容を確認しまして、例えば道路から手が届く範囲にパネルが設置されている、そういったことがないようにですとか、その場合であれば手が届かないような形でフェンスを高くしてくれとか、そういった細かい指示等もしてございます。

それから、実際に運用しているところにつきましては、大雨等で土砂が流出するというようなことも現実にございましたので、そういった場合には速やかに撤去するようという指示をしているということで、そういったことを今後もより厳密にやっていくということで考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 基本的にはガイドラインに沿って指導していくということで理解をしました。

あと、最後に答弁された設備を撤去というふう具体的ににおっしゃられたんですけど、そこまで踏み込んで指導ができる条例なのかどうなのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 暫時休憩とします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時08分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を進めます。  
環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

先ほど言ったのは土砂の撤去ということですので、施設の撤去ということではなくて流出した土砂の撤去ということで説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。すみません、私の早とちりでした。

そういったようなガイドラインに沿って指導して、市民の安全・安心を確保していただくということで理解をしました。

ちなみに、ガイドラインに沿ってということなんですけれども、太陽光パネルの設置について法的な基準のようなものは何かあるんですか、設置基準というようなものは。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

国のほうのガイドラインというのがございまして、そちらのほうでそういった技術的なことも規定されております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 法的な基準はあるのかというように伺ってるんですけども、あくまでもガイドラインなのか法的に決められたものがあるのかということ伺ってるんです。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 今のところはガイドラインということで国のほうから出ていますので、法律等で決められているものではないというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました、法的な基準はないということなんです、あくまでもガイドラインに沿って必要な措置を取っていくということで分かりました。

では、2つ目の質問に。

○議長（馬場 衛） 2つ目ですね、どうぞ。

○9番（楠 浩幸） 今度は移りまして第6条のほうです。土地所有者の責務について伺いたいんですけども、事業区域内の土地を適正に管理しなければならないというふうにあるわけなんですけれども、この適正な管理というのはどのような管理なのかということ伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

原則、事業用地は土地を借りている事業者が適切に管理すべきと考えますが、土地所有者は自由に土地の貸付けを行う権利があるとはいえ、事業地を貸し付けたことに対する義務はあると考えます。

まずは、貸し付けた土地の状況を定期的に確認いただくこと、例えば土砂の流出など周辺の住民や土地に悪影響を与えるような状況が確認された場合には、貸し付けている事業者に対応を要請していただくことなどと考えております。そして、事業が廃止となった際には、設備を適正に撤去処分するよう求めることも対象と考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） なかなか貸した土地だから管理は事業者ですよというのも十分分かるんですけども、その土地所有者に対して事業者にしっかりと管理してくださいよということは、3条でいうところの市の責務として必要な指導に当たるんでしょうか、土地所有者に対して行政がそういった働きかけも行うということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

何かあった場合には、先ほど申しましたとおり原則は事業者に対して連絡をして訂正等を求めますが、迅速に処理が行われない場合というのも往々にありますので、そのときには土地所有者に対して事業者にこういうことを早くやるように言ってくださいというような、そういった形のことを現在もやっておりますので、それを明文化させていただいたというような形と考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 確認ですけども、それは行政、環境課の指導の下に土地使用者に対してもそういった指導を行っていくということによろしいですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 3つ目の質問に移りたいと思います。

第7条です。抑制区域についてということなんですけれども、ここでもう少し詳しくお伺いをしたいと思っています。なかなか条例を読んでいくと、表現が分かりにくかったものですから伺いたいと思

います。

まず（2）のところです。地域における貴重な資源として認められる区域とはどのような区域かということ、いろいろな個人によって感覚が違うと思うんですけども、それから（3）です。優れた景観が良好な状態に保たれている区域とはどのような状態なのか。これもいろんな人の感覚で受け止めが違うのかなというふうにも思うところです。それから周辺についてです。地域に著しい影響を及ぼすというようなことはどのような状態なのか。貴重な資源ですとか優れた景観だとか、個人の主観によるような感覚にとらわれてしまうんですけども、その辺りを少し明確にお答えいただければと思います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） 議長の許可を得て、事前にお配りいたしましたこちらの資料のほうを御覧いただきたいと思います。

抑制区域は、条例第7条第2項の規定のとおり、この資料に掲げる地滑り防止区域から裏面の史跡名勝天然記念物の指定地までの区域を施行規則で定める予定でございます。

第2号の地域における貴重な資源として認められる区域は自然公園区域などと考えております。

第3号の優れた景観が良好な状態に保たれている区域は景観区域で、本市では景観条例のある新居関所周辺地区と考えております。

第4号の周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれのある状態とは、市街地等人家が立ち並ぶ中に、突然大規模な太陽光発電パネルや大きな風力発電設備が現れる状態を考え、具体的には表の第一種低層住居専用地域から指定大規模既存集落までを規定する予定でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） この別表についての説明をいただきましたけれども、そうすると私が最初申し上げた個人的なですとか、世間一般でいうところの貴重な資源だとか優れた景観だとかってというような主観によるものではなくて、この別表に記載をされている地域が抑制地域であって、それ以外の土地は該

当しないということでしょうか。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

さきにお答えしたとおり、抑制すべき区域は施行規則で定める資料の区域となりますので、この区域以外については今のところ考えておりません。ただし、今後の見直しにより新たに対象となる区域が定められた場合には、追加されることも可能ではございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） よく分かりました。そこのところ少し、市民の皆様にも分かりにくいのかなというふうに思ったんですけども、こういった別表でしっかりと記していただいて、区域も指定されているということで安心をしました。

最後、4つ目の質問に移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（楠 浩幸） 今度は附則の部分なんですけれども、総まとめになります。既存の施設について、第10条、第14条及び第16条から第21条までの規定を適用するというふうに記載があるんですけども、翻って第3条の市の責務は既存の施設にしっかりと適用されるのかどうなのか、もう一度伺いたと思います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

条例第3条は、本条例における市の責務を規定するもので、附則第3項に規定する既存の施設についても適用され、届出、報告、調査、指導、助言及び勧告などの措置を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） よく分かりました。大変だとは思いますが、しっかりとやっていただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて、5番 福永桂子さんの発言を許します。

〔5番 福永桂子登壇〕

○5番（福永桂子） 同じく議案第8号です。湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例制定についてお聞きいたします。先ほどの質問と質問が重複しないように、気をつけてやっていきたいと思っています。

では1番です。第8条第1号に、増設することによりその発電出力が10キロワット以上となるものを除くとありますが、増設の規定はどのようになっていますか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

当該事業区域を拡大することは当然ですが、同一の事業者が隣接または接近する複数の土地で再生可能エネルギー発電事業を行う場合も一体の事業区域とみなすことを考えており、このことは施行規則に定める予定でございます。また、この場合、当該土地に設置された発電設備の発電出力は、合算により算定いたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 施行規則の第3条は知っているんですけども、同一の事業者が例えば隣接でもない近接でもないあっちこっちで点在して造る、それはどうされるのでしょうか。そして、近接の定義が難しいと思うんです。どのように近接という言葉が定義されていらっしゃるのか、お聞きいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

先ほどの点在しているというものについては、一体とはみなせませんので、それについては一体とはならないというふうに解釈します。ただ、今回規定させていただきました10キロワットというのは、結構小さなものになりますので10キロワット未満をたくさん造る事業者というのはそうはないというふうな考えの中で、10キロワットということの規定させていただいております。

それから隣接、近接の定義ということなんですけど、先ほど申しました国のほうのガイドライン等でそ

らのほうも決められたものがございまして、意図的に真ん中に私道を造った場合ですとか、そういったのは認めないよというようなそういった基準もございまして。それから、A社とB社が交互にそれぞれやっているときとか、そういったものについては近接して捉えるというような定義もございまして、そういったことを準用してやっていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 何となくはっきりしてないのかなという印象ですけれども、部長もおっしゃったように拡大することは明らかなので、本当にチェックをしっかりやっていただきたいなと思います。

○議長（馬場 衛） いいですか、この項は。

○5番（福永桂子） 分かりました、いいです。

○議長（馬場 衛） 次の項に行ってください。

○5番（福永桂子） じゃあ2番のほうに。廃棄など費用の確保のための保証金制度を定めなかった理由を伺います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

撤去、処分については経済産業省ガイドラインを参考に実施していただくこととなります。したがって、本条例においては自らの責任において適正に処分することを義務づけております。

また、供託等で資金を集める方法も考えられますが、財産権もあり、市が資金を使って撤収することは困難であると考えます。そして、令和4年7月からは改正される再エネ特措法等の規定により、太陽光発電の廃棄等に関する費用について、事業者に対して原則源泉徴収的な外部積立てを求める制度が始まることと決定していることから、本条例では規定いたしませんでした。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 分かりました。特措法が改正されると、そこにのってくるということですね、承知いたしました。

未然防止のためにも、日頃からの進行管理やチェ

ックをしっかりしていただきたいなと思います。

それでは、3番に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○5番（福永桂子） 過料制度を定めているところもありますが、条例に入れなかった理由を伺います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

罰則の程度として、県内市町の条例において過料制度を定めるものはなく、公表までとしていることを考慮し、本市でも同様の規定といたしました。

なお、氏名や住所、勧告の内容を公表することから、公表されることにより社会的な評価が下がることで一定の効果があると考えております。また、公表を行うと同時に、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を行っている経済産業省へも報告するため、国からの指導、状況によっては事業認定の取消しの罰則措置が取られることから、一定の効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） おっしゃったように、県内とか同じようにやりましたということとか一定の効果があるということは分かるんですけども、やはり過料制度を定めるっていうことは絶対に従ってくださいという湖西市の強い意思表示だと思うんです。やはり氏名とか住所、勧告の内容だけでは、今世間で起こっている熱海市なんかも一緒なんですけども、そういうものに対してやっぱり緩過ぎるんじゃないかなというのが印象なんです。

国の法令とおっしゃいますけども、事業者が見るかどうかわからない国の法令に遡るよりも、やはり市としてこういうふうを考えているんだということ市条例にはっきり示すということがやはり大事じゃないかなと思うんです。その一つの方法として、過料制度というものがあると思うんです。その点についてどう思われますか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

地方自治法の規定によりますと、先ほど議員がおっしゃったような過料制度を設けるということがで

きることはなっておりますが、条例で定める罰則は行政処分となっており、処分の手続が刑事訴訟法によるものとなるため、処分の対象となる行為の範囲を明確にする必要がございます。

刑法第38条第1項の規定には、故意による行為をすることが原則であり、過失による行為を処分することはその旨を定める必要があるということで、慎重な対応が必要ということで今回については除かせていただいております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） その判断は分かりました。神戸市なんかでは、それを乗り越えて条例に定めているということがございます。じゃあそうすれば、条例の施行規則に国の法令に基づいて認定が取り消されることもあると、そういうふうなことを一緒に明記するということはどうでしょう、規則のほうにです。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

国の定めることを市の施行規則に推測でうたうというのは、少し難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 分かりました。こちらのほうもぜひ、本当に日頃からの管理とチェックをお願いいたします。

では、4番に入ります。市民及び事業者への周知はどのように行うのか伺います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

広報こさいやウェブサイト等を活用した情報発信により、広く周知を図っていきたくと考えております。

なお、既に設置されている発電設備についても調査を行い、周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 庁舎内での周知というのものです。やはり人事異動で担当者が替わってしまって、そして条例の思想がうやむやにならないように、後任にしっかりと引き継いでいただきたいなと思います。

既存のものとこれから建設されるものの両方に目を配っていただくということなんですけども、そちらのほうもしっかりとやっていただきたいなそう考えています。

最後に、私個人的にはこの条例非常によくできていると思います。丁寧に作成されて、大変すっきりとまとめられているので、分かりよいなと思っています。ぜひ、これを生きた条例にさせていただきたいなと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに、議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、建設環境委員会に付託いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第2 議案第9号 湖西市部設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第9号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第3 議案第10号 湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第10号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第4 議案第11号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第11号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第5 議案第12号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。1番 柴田一雄君の発言を許します。

〔1番 柴田一雄登壇〕

○1番（柴田一雄） 1番 柴田一雄です。議案第12号です。湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、2点ほど通告をさせていただいております。よろしく願います。

まず1点目でございますが、このたびのこちらの条例の一部改正に至った経緯について教えてください。

○議長（馬場 衛） 答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 岡本 聡登壇〕

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

きっかけはタウンミーティングなど市民との意見交換の場で、子育て世帯への負担軽減について御意見をいただいたこととあります。また、湖西市へ転入された方から転入前の保育料より転入後の保育料が高いという意見もいただいております。

認可の保育施設における保育料は、自治体が条例で定めることとなっておりますので、これを受けまし



て豊橋市や静岡県西部における各市町の保育料について調べましたところ、本市の保育料は他の市町と比較して高い水準の階層があったことから、ボリュームゾーンであり、職住近接、移住定住の促進にも効果が見込まれる低所得・中所得の階層の保育料の見直しをするに至ったものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○1番（柴田一雄） 分かりました。このたびの改正が、きっかけはタウンミーティングや現在子育てをしておられます市民の方々からの声より、担当職員の方が近隣市町の状況を確認するなど、行動を起こしてくださったことがきっかけで、よりよい子育て環境の充実を目指した改正につながったということは非常にうれしく思います。

市長も積極的にタウンミーティングを開催するなど、本市といたしましても市民の皆様方からの声に耳を傾けていらっしゃると思いますが、今後もぜひ市民の皆様の声が反映される体制づくりを期待しております。

通告しております次の質問に入りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○1番（柴田一雄） このたびの改正において、想定される効果についてお伺いします。よろしく願います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

国の幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児までの未就学児については既に保育料の負担はありませんが、今回の市の単独事業としての保育料引下げにより、子育て世帯のさらなる負担軽減が図られ、また湖西市が進めております職住近接の取組や移住定住の促進に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 柴田一雄君。

○1番（柴田一雄） 分かりました。子育て世帯にとりましては、大きな金額ではなくても家計におけます保育料の負担軽減というものはとてもありがたいことでもあります。子育て世帯の負担軽減というこ

とが当市の魅力を増大させ、当市への移住、そして定住にもつながり、湖西市の将来を見据えた大きな財産となると思います。

今後も引き続き、市民の皆様方の声が行政の施策にしっかりと反映されることを期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、1番 柴田一雄君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに、議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第12号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第6 議案第13号 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第13号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第7 議案第14号 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。10番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） よろしくお願ひいたします。  
議案第14号 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてをお伺ひいたします。

今定例会でこの条例の一部を改正するのは、事業用地購入から3年もしくは5年以内に業務を開始できない見込みの企業が現に存在するため、行われるのではないかと推測されますが、その猶予は最長どれぐらいを想定しているのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長、答弁をお願いいたします。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） それではお答えいたします。

現在、具体的に期限までに業務を開始できないという企業を認識しているわけではございません。今般のコロナ禍によるサプライチェーンの混乱等を踏まえ、今後も大規模自然災害等が発生する可能性を想定しまして、備えとして改正をしようとするものでございます。

また、猶予の期間につきましては、個別の状況に応じて協議の上、決定することとしております。一律の基準につきましては、設けてはございません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。今のウクライナへのロシアの侵攻とか、ああいうようないろいろなことも、日本の製造業も世界的にもいろいろ危惧される報道もされていますので、そういうものに備えるということで理解いたしました。

この制度の内容にも実例はないということですが、お聞きしたいんですけれどもこの制度の中には用地取得奨励金だとか雇用奨励金だとかいうものがあると述べられているんですけれども、奨励金というのは奨励金がないと土地が買えないという場合もあるし、いつそれらは申請できる時期なんですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） この申請につきましては、業務を開始する60日前までに申請をしてくださいという形のものになってございます。ですので、基本的には用地の購入などは自前でまずやっていただくということが前提になります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。やはり、基礎体力のあるところが来るんだらうと、土地を購入して新たに湖西市に事業所をオープンするってところで安心しましたが、今、浜名湖西岸の50ヘクタールや何かとか、あるいは湖西市の土地利用に関しても問合せが数件あるようなお話も前回の議員全員協議会等で伺っておりますので、もしこういう事業所が現存していて、ほかに体力があって湖西市で展開してくれるような企業が後回しにされたのでは困るかなという思いがありましたので、質問させていただきました。

この中の2番の施行日を公布の日とする。

○議長（馬場 衛） 2番目ですね、どうぞ。

○10番（佐原佳美） 理由をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

自然災害等はいつ発生するか分からないということがございます。施行日のほうにつきましては、公

布の日とすることで、可能な限り速やかに運用できるようにするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに、議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第14号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第8 議案第15号 湖西市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第15号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第9 議案第16号 湖西市都市下水路条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第16号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第10 議案第17号 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第17号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第11 議案第18号 湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第18号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第12 議案第19号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第19号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第13 議案第20号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第20号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 開会から1時間が経過しましたので、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開を11時15分とさせていただきます。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第14 議案第21号 令和3年度湖西市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、2番 加藤治司君の発言を許します。

〔2番 加藤治司登壇〕

○2番（加藤治司） 歳入の17款2項1目ですけども、市有地の売払い見込みに伴う収入7,700万6,000円減額理由の詳細と、対象となる土地はどこかを伺います。

○議長（馬場 衛） 答弁をお願いします。

企画部長。

〔企画部長 小林勝美登壇〕

○企画部長（小林勝美） お答えします。

売却を予定している普通財産につきましては、公売入札に先立ちまして、庁内各課において利活用の有無を確認する調査を実施しております。

この調査の結果、売却方針を変更した土地が2件、売却時期を先送りした土地が1件となっております。

1件目につきましては、文化観光におきまして活用することが決定したため、売却を中止し、普通財産から行政財産へ移管した新居地区の土地で、約280平方メートルであります。

2件目は、現在普通財産として管理しておりますが、過去に道路計画用地として先行取得していたこ

とが判明し、売却を中止したときわ地区の土地で、約470平方メートルであります。

3件目は、埋蔵文化財包蔵地の隣接地であるため、試掘調査が必要となり、その後、境界立会い実施が遅れたことによりまして、年度内に公売入札実施が難しくなったことから、先送りをさせていただいた入出地区の土地で約860平方メートルであります。

以上が減額の主な要因でございます。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 対象の土地が3件ということで内容は分かりましたけども、このうち将来的に売却の対象とならないのを除きますと、いつ頃の程度の売却の予定が予測できますか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） 今説明した1件目、2件目については売却の予定は現在のところないということでございますが、3件目につきましては来年度、準備が整い次第、売却の方向で考えております。

この場所の金額については、資料の手持ちがないもんですから今お答えができません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 内容は分かりました。

では、次の質問に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（加藤治司） 歳入の21款5項1目ですけども、令和2年度競艇事業配分金はどのような根拠で追加交付となったのか伺います。また、令和3年度も配分金の追加交付は見込めるのかを伺います。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） お答えいたします。

競艇事業における湖西市への配分金は、年度決算における未処分利益剰余金の処分として、企業団議会において議決を受けた後、確定をするものです。

令和2年度決算におきましては、コロナ禍で令和3年度の売上げ動向の先行き不透明感や予定利益の確保を図るには不安定な状況であることから、配分金を企業団規約に基づき湖西市に7億円、浜松市に10億円とし、7億円強を翌年度繰越金といたしました。

9月の企業団議会の全員協議会におきまして、コロナの影響による構成市の財政状況が少なからず逼迫していること、またこの時点で令和3年度の予定利益の達成が見込まれる状況であることから、追加配分ができないかとの意見がなされました。

企業団内部で検討した結果、令和3年度末には予算での利益を超える見込みとなることから、11月の定例会にて翌年度繰越金とした7億円強のうち、湖西市に2億1,000万円、浜松市に3億円、合計で5億1,000万円の追加配分となる未処分利益剰余金の処分案を企業団議会に提出し、議決を受けたものでございます。

令和3年度の追加配分につきましては、企業団の決算状況により企業団議会において、どのように処分されるか決議されるものと承知をしております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 令和2年度の配当金の根拠と令和3年度の予定は分かりました。こういう配当金の処分は、今までも毎年同じようなふうに繰り返されていたんですか、コロナ禍だから余計不透明感があってこういうふうな配当になったのかを伺います。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） 今までも追加配分につきましては、過去にもございました。ただ、あくまで利益が出てその剰余金を浜松市、湖西市のほうに配分としてできる状況にあるとき、そういったときに配分をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 内容は了解いたしました。じゃあ、次の質問に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（加藤治司） 歳出の4款2項1目ですけども、指定ごみ袋の印刷発注での事業確定に伴い、印刷製本費700万円減額とありますが、その内容を伺います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

今回の補正は、令和3年度の予算額2,623万7,860

円に対し、入札を行った結果、税込み1,727万9,680円、率にして約65.9%で落札したことによる入札差金の一部を減額するものでございます。

予算額と執行額との差につきましては、令和元年度に海外生産する業者が新型コロナウイルスの影響により製品の納期が見込めない時期が発生し、入札に参加するかどうか不透明であったことから、安全を考慮し、国内生産する2者から見積り徴収し、予算計上いたしました。しかし、入札時には海外生産する業者を含め5者の応札があり、競争原理が働き落札価格が下がったものと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 業者が海外発注、海外生産するものを元に戻したことによってまた安くなったということですね。そうすると今後、最初の予算取りは今回と一緒に、海外なのか国内なのかどちらで予算取りされるんですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上恵資） お答えいたします。

現在、コロナの関係で入ってこない部品、そういったもので遅れている事業とかもございまして、今後また中国ですとか東南アジア等でコロナがはやって、また生産ができないというようなこともないことではないということで、令和4年度の予算につきましてはまた国内生産の業者のほうで安全を見て予算のほうを取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 安全を見込んで国内業者で予算を、国内生産で予算をつくったということですね。どちらがいいのかというのは、国内でやったほうが国内にお金は回るし、海外のほうが安いという一見相反するような矛盾するようなことですけど、予算ですから極力安いほう、原理ということでお願いしたいと思います。

以上でいいです。

○議長（馬場 衛） 次の質問。

○2番（加藤治司） 歳出です。次、歳出の9款1項2目、民地内確認の防火水槽撤去のため、552万

8,000円の工事請負費が計上されていますが、該当の民地や撤去の詳細内容を伺います。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） お答えいたします。

工事請負費は52万8,000円でございます。

今回、撤去を行う防火水槽は水量7.8トンのコンクリート製で蓋がなく、転落防止の金網をかけてあるもので、太田地区の宅地造成地内に設置されています。

経過につきましては、昭和30年の湖西町発足前後に地元により設置されたもので、その後、湖西町へ無償で移管され、現在に至るまでの間、湖西市が維持管理を行ってまいりました。

防火水槽の撤去につきましては、地権者からの要望に基づき、自治会からの了承を得た上で行うもので、当初、令和4年度中に行う計画でありましたが、地権者から造成工事の日程が早まったため、令和3年度末までに解体してほしいとの要望を受け、工期を早めるものであります。

工事の内容は、まず補水管の撤去を行い、内部の水を排出した後に本体を解体・撤去して原状復帰を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 昭和30年に民有地に設置されたという経緯は、過去の話でいろいろあると思うんですけど、そのとき契約書とかそういうものは特になかったんですか、その地権者と。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） その当時、無償で貸与されたとかその辺の記述が古過ぎて残っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 了解しました。

もう一点だけ、今後もこういうような、今私有地にあってだんだん撤去が発生しそうな防火水槽というのはありますか。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 湖西市には、延べ222基の

防火水槽が存在していますが、そのうち105基が民地内に設置されております。

内訳につきましては、公民館等の公共性の高い場所が23基、寺社仏閣等が25期、その他の場所が57基となっています。

今回撤去を行う防火水槽はその他に該当する場所で、宅地に設置されているものであります。このような場所が代替わり等で撤去してほしいというのは、今後考えられると思います。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 加藤治司君。

○2番（加藤治司） 分かりました。いずれにしろ、さっき今回の件は契約書とか過去の古い話でそういうものは残ってないということですけども、重要な場所の防火水槽に関しては契約とかそういうのをやっていただいて、将来、困らないようにしていただきたいと思います。

以上です。これで質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、2番 加藤治司君の質疑を終わります。

続いて9番 楠 浩幸君の発言を許します。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからも一般会計補正予算12回目ですけれども、3点ほど通告をしておりますので順に伺ってきたいと思います。

まず歳入の17款2項1目財産収入につきましては、今回僚議員のほうで質疑をされておりましたんであらあら確認はできましたけれども、1点だけ確認をさせていただきます。売払い予定を取りやめた、文化課っていうふうにおっしゃられたと思うんですけども、新居の280平方メートル、そんなに大きくない土地だと思うんですけども、その使用目的をもう少し詳細に伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 答弁をお願いいたします。

企画部長。

〔企画部長 小林勝美登壇〕

○企画部長（小林勝美） お答えいたします。

新居地区の土地でございますが、新居関所前の土地でございます。使用目的は新居関所の駐車場と

して使用しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 新居関所、道挟んだ向かいの土地だと思うんですけども、あそこ10台くらいしか駐車場としての利用はできないかなとは思ってますけれども、あえてそこ10台必要な理由というのはあるんですか。今、関所の前にも駐車場はありますし、あえてそこに駐車場を設ける理由というのは何かあるんですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えさせていただきます。

新居関所前の部分でイベント等と、あと地域の方と一緒に地域を盛り上げていくというそういう趣旨のために、文化のほうで敷地のほうを使わせていただくという格好で対応させていただいております。

日常的な部分というのは、確かにどれだけの駐車が可能なのかという部分はございますが、コロナ禍でイベント等はできませんでしたが、この先、イベント等を実施する中で有効に活用していきたいというそういう趣旨から、今回この場所については文化観光課のほうで活用させていただくということできさせていただきました。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） あその駐車場として使われるということなんですけども、通常は、今はチェーンか何かで囲ってあるかと思うんですけども、来年度以降の使い方としては、常時開けたような状態で誰でも使えることができるのか、それともイベントの必要ときのみ開放して使用するのか、どういった使い方をされるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

泉町の発展会の方々と御協力をいただきまして、この敷地の部分のある程度の管理含めまして、朝開けていただいて、夜定時になりましたら閉めさせていただきますというような格好の管理のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 基本的には関所史料館の開館日、開館時間に開けていただくということでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

あわせて、夜の地域の振興のためにということで若干、夜9時、10時という時間だったかと思いますが、そういうような時間のところまで活用していただければということのそういう趣旨も交ざっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） また有効に使っていただきたいというふうには思うんですけども、あまりにも稼働率が悪いようだったらまた活用の仕方についても見直しをしていただきたいなと思います。

この部分については終わります。

○議長（馬場 衛） それでは、次に移ってください。

○9番（楠 浩幸） 今度は歳出のほうです。歳出の2款1項8目、公共交通推進費です。新型コロナウイルス等による旅客数の減少というふうな説明だったんですけども、もう少し乗客数が何人から何人に減ったのかだとか、それに対して、浜松市さんの案分もあるかと思っておりますけれども、補助金額689万円の積算の根拠もあえて伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） それでは、お答えいたします。

新型コロナの影響により、コロナ前の令和元年度と比較をさせていただきまして151万2,780人、令和元年度はそれだけの利用者がございました。令和3年度につきましては、4月から1月までの数字から推計で出させていただいた上で、約121万人となる見込みで、約30万3,000人程度減少となる見込みでございます。

積算根拠につきましては、コロナ禍による旅客収入の減だけではなく、令和2年度についても同じよ



うな状況がございまして、ある程度、先送りできない鉄道施設の修繕等を行っていかねばならないということにより、収支見込みの再算定をしまして静岡県と沿線市町で総額1億600万円追加支援をしようとするものになりました。

そのうち、湖西市の負担額としましては駅数、路線距離等により負担割合が決められており、湖西市は6.5%となっておりますので、689万円を補助しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 30万人も旅客数が減ったということは、コロナの影響もあるかと思えますけれども、これコロナが収束をして戻ってきたときにうまく帰ってくればいいなというふうには思いますが、本当にコロナの影響なのかどうなのかということはやっぱりしっかりと精査をしていかないといけないなというふうに思っています。

それでは、3款のほうへ移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（楠 浩幸） 民間保育所等助成事業費です。2点ほど伺いたいと思います。

保育士等の処遇改善を図る補助金の積算の根拠、これメディアでも報道されていますけれども、市長のほうから3%程度以上の改善を求めるといようなお話だったと思えますけれども、この辺りをまず伺いたいと思います。お願いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

内閣府の令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱において、施設の種別、地域、定員、年齢ごとに補助基準額が示されているため、これに利用児童数の見込みを積算しまして、1か月当たりの補助額を算出しております。そして、市内の民間のこども園4園、保育園4園への補助金を計上しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 保育士等ということなものですから民間の幼稚園、保育園、こども園の給食員で

すとかいろんなスタッフの方もいらっしゃるかと思えますけれども、そういった方も該当になるのかどうなのか、伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

そういった方が該当になるということでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） そうしますと、民間のほうなものですから実際にそういった従事されている保育士さん個人のほうが、しっかりと3%程度処遇改善されたかどうかという確認を行政としてはされるんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

2番目の質問の答弁ということですのでよろしいでしょうか。

○9番（楠 浩幸） そうです。

○教育次長（岡本 聡） それでは、お答えいたします。

まず、実績報告に基準月と比較して幾らの賃金を支払ったかという職員別賃金改善内訳書を添付して報告をしていただきます。

令和3年度におきましては、書類での審査により確認を行う予定でありますけれども、補助金の対象期間は令和4年の9月まででありますので、期間の終了後に令和3年度分と併せて各園を訪問して実地監査を実施することとし、支払い給与明細書等と実績報告書を照合することで、全園を実施する予定としております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 個別の賃金までしっかりとチェックをされる予定だということで安心をしました。

ちなみに、これから令和4年度の予算に入っていくわけなんですけれども、令和4年度の予算については今回3%程度を見込んで積み上げた部分について、ベースアップを見込んだ予算の配置になってるのかどうなのか、これ答えられる範囲でお願いしま

す。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） 予算案という段階でございませうけれども、その分は見込んで予算のほうは計上しているということでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 一時的なものではないということに安心をいたしました。

ここの項については終わります。

○議長（馬場 衛） 次へどうぞ。

○9番（楠 浩幸） 人件費、これちょっと分かりにくいんですけども、あえてなんですけれども今度は公立の幼保、こども園についてなんですけれども、会計年度任用職員の報酬については、今回の補正でも予算計上されているんですけども、正規の職員についてはどのような対応が取られているのか、お伺いをします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

公立の施設で勤務をいたします保育士等正規職員につきましては、民間給与水準に準拠する人事院勧告に従って地方公務員の給与体系の下、一般事務等の他の職種と同じ行政職給料表を適用しています。他の職種の給与との均衡等の観点から、行政職給料表の改正は困難であると考えており、今回は会計年度任用職員のみを賃金改善の対象としたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 一般職とそういった幼保、こども園の職員さんは賃金のテーブルが同じということなんですけれども、最近もよくコロナの状況報告の中で感染をされる職員の職種を見ますと、やはり幼稚園といったところの職員さんが感染をされているのが目に留まるんです。まさに命がけで従事をされている、今回はコロナなんですけれども子供の安心・安全を命がけで守ってくださってるそういった職員さんに対して、処遇の改善をというふうに内閣府のほうは言ってきたんだというふうに私は認識

をしていたんです。

教育委員会としてそういった、賃金テーブルが一緒なんでほかの一般事務、ほかの一般事務も立派に仕事をやっていただいているんですけども、そこに処遇改善を行わないっていうのは、賃金テーブルが一緒だからってということだけで済むのかなというふうには私は思ったんですけども、教育委員会としての見解をもう一度確認したいと思います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、このコロナの、今はまさに感染が一番ピークのときなのかもしれませんが、本当に最前線で頑張っているということはこちらのほうも十分認識をしておりますが、やはり給与自体は行政職の給料表に基づいて適用して進めてるということなものですから、こちらのほうを優先した形で、今後も給料表を用いた形の体系で進めてまいりたいと考えてます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） いずれにしても、これだけメディアで取り上げられたりですとか、民間で実際に処遇改善がされるというのを周りで見て聞いたときに、御本人さんたちと話してないですけども、やはり納得感を持って従事をしていただけるようにしっかりと説明をしていただきたいなというふうに思ってるんですけども、そういった説明はもう既にされているのか、これから予定があるのか伺います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

説明につきましては、きちんと一度、説明の場を設けたいと思っておりますが、本日、議決をいただければ明日園長会を予定されておりますので、園長会の中でまず各園長さんに教育委員会のほうから説明をさせていただいて、職員の方々にも丁寧な説明をしていただくようお願いする予定であります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 納得感を持って従事されるよう

に、しっかりと説明をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて、17番 神谷里枝さんの発言を許します。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第21号について質疑を行います。

まず最初に歳入、先ほどから答弁がありますけども、17款2項1目市有土地売払い収入についておおむね理解はいたしました。

その中で、売却方針変更の2番目の件について、いま一度御答弁をお願いいたします。

〔企画部長 小林勝美登壇〕

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） お答えいたします。

先ほど2件目のところということですが、現在、普通財産として管理をしている土地でございますが、過去に道路計画用地として先行していたということが判明をいたしました。これは、先ほども答弁しましたように年度が替わってから、庁舎内に改めて利活用等の確認をしたところ判明したものでございます。そのため、売却を中止にするということにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 以前、先行取得していたものが年度が替わって新たに売却方針のほうで庁内から声が上がっていたということは、その担当の部署の中で情報共有がしっかりなされていなかったということになるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そのとおりということですが、あまりこういったことが再発しないような対策は取っていただかないといけないのではないかなと思います。質疑ですので、その点だけ申し上げて次の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） 次へ行ってください。

○17番（神谷里枝） 歳出、2款1項4目です。公共施設整備基金積立金の令和2年3月補正額は8,700万円、令和3年度3月補正額は2億4,400万円に比べて随分と多額となっておりますので、要因をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、公共施設整備基金への積立金が例年に比べ多くなっています。

理由といたしましては、これまでは財政調整基金残高が中期財政計画の目標値であります標準財政規模の25%に達していませんでした。そのため、令和元年度は3億円、2年度は約8億3,000万円を財政調整基金へ繰戻しするなど、財政調整基金の確保を優先して努めてまいりました。

令和3年度の財政調整基金につきましては、決算積立てで9億8,000万円、6月補正では多額の土地売払い収入があったことから約2億3,000万円を繰戻すことができ、現在の残高は目標値の25%を超える約36億5,000万円となっております。

こうしたことから、今回の補正ではこれまでのように財政調整基金へ繰戻しをする必要がなく、加えて競艇事業収入の大幅な増、普通交付税の追加交付などがあったため、入札差金のほか剰余金全てを公共施設整備基金へ積み立てることができることになったものでございます。

今後は給食センター・消防防災センターの建設、学校施設の長寿命化など多くの大型事業が控えていることから、財政調整基金を確保しつつ、可能な限り公共施設整備基金を積み増してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。財政調整基金のほうは標準財政規模の25%ってなっているので36億5,000万円ですね。公共施設のほうは別に目標額とかっていうのは設定せず、どれだけ要るかというのは本当に想像に難いんですけども、特段目標額というのはなく、積めるだけ積んでいくっていう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） 特段の決め事、幾らまでというものはないんですが、先ほど答弁させていただいたように今後大型事業が非常に多いです。我々、財政サイドの考えとしましては、最終的にこの庁舎も当然また建て替えの時期が来ると思いますので、その建設費用の半分ぐらいは何とか積み増しをしていって一般会計のほうに影響がないように、そんなところまではやっていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

では、次に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○17番（神谷里枝） 2款1項7目の公有財産の関係です。買い戻す土地の場所と活用目的をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（小林勝美） お答えします。

この土地につきましては、大森工業団地の事業予定地として、平成9年度に市から委託を受けて土地開発公社が先行取得した土地であり、大森工業団地計画の見直しによりまして、長期にわたり活用されることがなく現在に至っております。

公社が市から委託を受け、長期保有している土地につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく県による公社への立入検査におきまして土地の処分、これは買戻しということでございますが、土地の処分を計画的に行うよう指導を受けているところでございます。

公社の借入金利子の増加を抑えるためにも財政当局とも相談をいたしまして、予算の確保が可能な金額について、市が買戻しをすることとしたもので、そういうふうな予定をしたということでございます。

場所につきましては、大森自治会が所有します大森会館の北東の部分でございまして9筆、面積につきましては472.63平方メートルであります。

なお、買戻し後の土地の利用については未定でござ

います。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。大森工業団地のところがずっとそういう形で来ていて、買い戻すということで承知いたしました。

では次に移ります。

○議長（馬場 衛） すみません、ここでお昼の休憩を取りたいと思います。よろしいですか。

○17番（神谷里枝） はい。

○議長（馬場 衛） ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は13時です。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

質疑を続けます。

17番 神谷里枝さん、引き続き質問をお願いいたします。

○17番（神谷里枝） では、午前に引き続き質疑を行います。

2款1項8目交通安全対策費につきましては、さきの答弁で承知いたしましたので取り下げます。

次に、2款1項19目支所費についてお伺いいたします。

コロナ感染拡大防止対策の影響による減額補正と思いますが、当初予算額に対し、舞台管理業務委託料及び工事請負費について、それぞれ何%の減額に当たるのか、お伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（安形知哉） お答えをいたします。

舞台管理業務委託料につきましては、令和3年度当初予算額510万4,000円に対し、今回の補正で300万円の減額、補正後の予算額を210万4,000円とさせていただき、減額率といたしましては58.78%の減額となります。

要因といたしましては、1回当たりの単価契約であることから、利用者様において新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解をいただき、ピアノ等の発

表会、芸能祭、歌舞伎公演、各種サークルのコンサートイベント等の中止、規模縮小等が主な要因でございます。

次に、受電設備工事につきましては当初予算額3,092万8,000円に対し、補正後の予算額が2,792万8,000円となり、9.7%の減額となっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。舞台管理については、1回当たりの契約でやっているの諸事情によってこういう減額になったということ承知いたしました。では、次に移ります。

3款2項1目の児童福祉費総務費です。まず、放課後児童クラブ運営費の精算額をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

放課後児童クラブ運営費の精算額は70万9,000円で、精算の対象となるクラブは4クラブであります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 70万9,000円、4クラブ分です。それだけの減額、精算に差が生じたということで、やはりこれはコロナとかそういったことによって開催ができなかったとかそういう理由によるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

この精算の理由でございますが、4クラブそれぞれ事情が少しずつ違うわけなんです、大きなところとしてはやはり8月に入りコロナ感染がかなり大きくなりまして、緊急事態宣言も発令されたということで、そのときに保護者の皆さんに、同居家族が感染した場合ですとか保健所から濃厚接触者と認定された場合、こういった場合については放課後児童クラブの利用の自粛をお願いしたところございまして、そういったものがまず大きなものでございまして、その分については日割りで返還をしたということで、その分を補填するということで予算のほうを計上させていただいてるところがまず1点あります。

それから、やはり当初から放課後児童クラブの利用人数、1学期がやはり一番利用者数が多いわけなんです、年齢が高くなってきますと2学期以降はやはり退所されるケースがありまして、最も多い人数で支援員さん、補助員さんは割り当てておりますので、その分の負担を見てあげなきゃいけないということが影響していることがあります。

もう一つは、これはもう放課後児童クラブの中に肢体不自由児が入所されたということで、その方を支援するために支援員を1人つけたというそんな事情もあるということで、そんな形で精算をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。

では、同じところの放課後児童支援員の処遇改善に伴う金額と対象人数をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

放課後児童支援員等の処遇改善に伴う金額につきましては、138万6,000円ございまして、処遇改善に係る対象人数は63人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。では次に移ります。

4款2項3目のし尿処理費について、収集運搬業務の事業費確定により委託料の減額ということですが、燃料費の高騰などの必要経費は委託料に反映されているのかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（川上 恵資） お答えいたします。

本業務委託につきましては、毎年、年度当初に契約を締結していることから、今回の燃料費の高騰分は委託料に反映されておられません。しかし、本業務は97.5%と比較的高い落札率で契約しており、事業者からの契約変更の申出もないことから、事業者の努力の中で賄えているものと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 承知いたしました。では次に移ります。

○議長（馬場 衛） お願いします。

○17番（神谷里枝） 次の9款1項2目消防総務費については、さきの答弁で取り下げます。

最後の質問に入ります。10款7項1目の保健体育総務費の関係です。900万円増額の積算根拠をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

委託料の増額の積算根拠でございますけれども、令和3年度におけるアメニティプラザの収入・支出見込み額の差額分にて算出をしています。

アメニティプラザは、市の指定管理料と施設の利用料金収入で指定管理者により管理運営をしていますが、令和3年度の収入見込み額は1億9,794万円となっております。

これに対しまして、令和3年度の支出見込み額は主に指定管理者の person 費及び光熱水費など管理運営上必要となる経費で構成をされるもので、2億693万9,000円となっております。

収入見込み額1億9,794万円に対し、支出見込み額2億693万9,000円でありまして、収入が899万9,000円不足をしておりますことから、湖西市複合運動施設の管理に関する基本協定書に基づき、今回、収入・支出見込み額の差額分について委託料を増額するものであり、増額の主な要因としましては大幅な重油の原価高騰の影響によるものであります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。重油の高騰が大きなのところということは分かるわけですが、平均で契約すると思うんですけども安い場合とかもあるのではないかなと思えるんですけども、水光熱費に関してですけれどもその辺に関してはどういう状況になっているのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

光熱水費は基本的に過去3か年の平均値で当該年

度の光熱水費を算出しているわけなんですけど、光熱水費はいろんな手当てを講じていただいて安く抑えることができるということでありまして、残が出た場合につきましては市のほうに戻していただいているという状況がございます。

利用料金収入も、実はこれまでちょっと市のほうに戻していただいた事例がないものですからよく分からなかったわけなんですけど、こちらの利用料金収入につきましても市の基本協定書の中に利用料金の還元制度という条項が設けられておりまして、ある一定の金額、これのある一定の金額というのは指定管理者を公募した際の提案書の中に1年間の目標利用者数っていうのが入れられてるんですけど、その目標利用者数に利用料金を掛け合わせた金額を超えた場合につきましては、協議の上、市のほうに戻してもらうというようなそんな条項も設けられておりますので、そんな形で対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） やっぱり出すべきものは出して、返していただけたところはやっぱり返していただけたとありがたいかなと思います。

先ほどの天浜線の関係もあるんですけども、今回のこういった900万円の財源というのはやはり新型コロナウイルスで臨時交付金を財源として考えていてよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えします。

臨時交付金を当てにしているということではないんですが、市のあるお金の中からということで充てたいと考えてます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて、5番 福永桂子さんの発言を許します。

〔5番 福永桂子登壇〕

○5番（福永桂子） 歳出の2款1項8目です。お二人の議員の御質問の御答弁で大体よく分かりました。ただ一つお聞きしたいことがございます。補助金は青天井ではいけない、どこまでなら出せるという基準が必要なのは分かり切ったことなんですけども、今後、天浜線がうまく復活する見込みをこの補助金というのは含んで考えられたのかどうかということをお聞きしたいです。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（山本信治） それでは、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりに青天井ということはありません。天浜線のほうにつきましては、経営会議、経営計画というものを策定しております。その中でどれだけお金を補助していくのかというようなことを決められておりますので、それが取締役会等で決められ、あと併せて市町会議のほうで採決されて初めて予算支援のほうの形を取っていくこととなりますので、無尽蔵に上がっていくことはないかと存じております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） ありがとうございます。天浜線を本当にしっかりと継続していくんだということを、将来の見通しを立てて経営をしっかりとやっていただきたいなと思います。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○5番（福永桂子） はい。

○議長（馬場 衛） 以上で、5番 福永桂子さんの質疑を終わります。

続いて、11番 吉田建二君の発言を許します。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田です。質疑をさせていただきます。

最初に歳入、11款1項1目地方交付税ですけども、今回追加交付になっておりますけどもその理由について、理由というか追加項目、追加になったその項目とかその内容についての説明をお願いいたします。

〔総務部長 鈴木 徹登壇〕

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） お答えします。

国の令和3年度補正予算において、地方交付税予算が増額され、普通交付税の基準財政需要額の再算定が行われました。

再算定には、令和3年度に限り基準財政需要額の臨時費目として臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費こちらの2つが創設をされ、本市における再算定後の基準財政需要額は102億5,842万2,000円になり、当初の100億5,047万1,000円から2億807万1,000円の増額となりました。

この結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額は当初の1億3,377万3,000円から3億4,184万4,000円となり、先ほどの増額分に調整額693万1,000円を加えた2億1,500万2,000円が追加交付されることとなったものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 臨時的な財政対策として需要額が増額されたということで理解をいたしました。

次に、歳出の2款1項4目基金の積立てについて質疑をさせていただきます。

積立金については、入札差金等を充当するというものでありますけども、入札差金が多めにたくさん出るとはちょっと予測されないものですから、そこら辺で入札差金が生じた主な事業とその差額が生じた事情について説明をしていただきたいとこのように思います。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（鈴木 徹） お答えをします。

公共施設整備基金への積立金12億3,827万3,000円のうち、入札差金として積み立てるものは7事業、4,634万5,000円です。主な事業は、浜名湖西岸土地区画整理事業1,810万円と、県施工による浜名港の改修に係る建設負担金1,260万円です。

浜名湖西岸土地区画整理事業においては、測量設計業務の入札差金のほか、当初、令和3年度に予定していた工事を作業工程の見直しにより令和4年度に実施することとしたため、工事請負費の一部を不用額としたものです。また、浜名港の改修では県の

事業費が確定したため、不用額が生じたものでございます。

公共施設整備基金運用規定において、入札差金を毎年積み立てるほか、公共施設の老朽化に伴う計画的な改修等に対応するため、予算執行の状況を判断した上でできる限り積み立てるよう努めることとしております。そのため、先ほど答弁させていただきましたとおり、後年の大型事業に対応するため、競艇事業収入の増額分や普通交付税の追加交付分など、剰余金の全てを積み立てるものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 積立額が12億円ということで、大変大きな金額だから入札差金でそいつを賄うのはちょっとあれだなと思ったんですけども、競艇の繰入れだとか交付税の繰入れが大半であって、入札差金を4,634万円ということで理解をいたしました。

次に、歳出の9款消防費についてお尋ねいたします。これについては、撤去する防火水槽ということで、さきの同僚議員が質疑をし、それに対する答弁で大方を理解いたしましたけども、二、三点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、防火水槽の形状ですけども、地上式の用水池ということで理解しましたけども、7.8トンの容量ですけども、その用水池は縦横っていうんですか、大きさは大体どれくらいでしょうか。ある程度大きくて浅いのか、あるいは小さくて深いのか、7.8トンの容量のいわゆる大きさをちょっとお尋ねしたいということと、それから撤去後の水量の状況、用水を撤去した後に消防水利が近辺にあるのかどうか、またどんな具合になってるのか、そこら辺の撤去した後の用水に対する水利状況はどうか。それと最後は撤去の期間、何週間ぐらいかかるのか、あるいは何日かかるのか、そんな工事期間が分かれば教えてくださいたいと思います。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） お答えします。

今回撤去する防火水槽の形状でございますが、縦が3メートル、横が2メートル、深さが1.3メートルのコンクリート製でございます。

それから、撤去後の水利の状況でございますが、西側に約30メートルの位置に消火栓があります。また、東側約50メートルの位置には河川水利、入出太田川でございますが河川水利があります。ということで、消防水利は比較的充実している地域でございます。

それから撤去工事の期間でございますが、補水管の撤去に2日間、それから本体の解体・撤去に4日間、原状復帰するまでに延べ6日間を想定しています。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 了解をいたしました。とにかく代わりの水利があるということで安心をした次第です。

次に10款教育費ですけども、小学校管理費についてお尋ねいたします。特別支援学級等に整備される備品購入費の主な内容についてお尋ねをいたします。

あわせて、2番目の質問もいたします。特別支援学級の整備費用に対する国とか県の補助金はないのでしょうか。いわゆる特別支援教育の就学奨励費の制度は承知しておりますけども、そういう学級の整備に関する費用の助成っていうんですか、そういうような制度があるのかないか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（馬場 衛） 教育次長、1点、2点について答弁をお願いします。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

備品につきましては、岡崎小学校の特別支援学級で使用するものでございまして、整備する主な備品はランドセルなどを入れる児童用のロッカー、授業等で使用する大型テレビ、給食を教室まで運ぶための2段式の運搬車などを買う予定をしております。

そして2番目の質問に対してですが、特別支援学級の備品整備等に対する国、県の補助制度は今のところございません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 大方理解をいたしました。

それでは、学校管理費の関係ですけども、次の2



項3目のほうをお願いします。

北校舎を今回整備するというこの予定になっています。ほかにはトイレの改修ってありますけども、特に北校舎の教室はどのような整備をするのか、その概要についての説明をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

岡崎小学校の北校舎の2階の西の端の普通教室2教室分をそれぞれ2つに分割をするという、4クラス分にするということをごさいますして教室内に新規の間仕切りの壁を造り、空調設備、照明設備等を整備して、教室を2つに分けて特別支援教室として使用する予定でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） ただいま説明していただいて、教室を2分割すると、そして空調設備を行うということですけども、そのあれにしては補正予算額の工事費が8,600万円ということで、非常に大きな金額だなと思うわけですけども、差し支えなければその施設整備のほうの工事がおおよそどのくらい、学校のトイレの改修がおおよそどのくらいということで、そこら辺のことがもし分かれば説明いただければありがたいと思います。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

この特別支援学級の壁を分けたり空調を設置したりというこの工事につきましては、工事請負費につきましては502万7,000円を見込んでいます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） そうしますと、あとはトイレの改修にほとんどかかっていると、こういう具合に理解してよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

そのとおりで結構でございます。

○11番（吉田建二） 分かりました、どうもありがとうございました。質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

続いて、10番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。同じ議案第21号 令和3年度湖西市一般会計補正予算について、歳入のところでお伺いいたします。先ほど同僚議員が歳出のほうで聞かれています、歳入のほうで参考資料の52ページから54ページにかけてありましたところでお聞きいたします。

1番目として、保育士等処遇改善臨時特例交付金が、説明書5ページには児童福祉費補助金として放課後児童健全育成事業費138万6,000円、民間保育所等助成事業費347万円、公立保育所・こども園総務費77万3,000円とあり、説明書7ページには幼稚園費補助金として幼稚園教育指導関係経費12万3,000円、幼稚園総務費7万9,000円と説明されておりますが、対象職員はどの程度収入が上がるのかお聞きいたします。

○議長（馬場 衛） 教育次長、登壇して答弁をお願いします。

〔教育次長 岡本 聡登壇〕

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

放課後児童クラブに従事する支援員等の賃金は、月額1万1,000円程度引き上がる見込みでございます。

そして、幼稚園・保育園・こども園に勤務する職員の賃金はおおむね3%、月額9,000円程度収入が上がる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございました。では、その質問の2番目。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○10番（佐原佳美） これは、臨時交付金とありますが、今回の補正はこの令和3年度の2月、3月分ということと理解しておりますけれども、内閣府は先ほどの3%9,000円程度という目安を示しておりますが、この臨時交付金と臨時とあるので制度の実施期間はいつまででしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

処遇改善の臨時特例事業の実施期間は、令和4年2月から9月までの間となりますが、10月以降もこの事業により講じた賃金改善の水準を維持することが補助の要件であるため、処遇改善については10月以降も継続をしていくこととなります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。内閣府が示しているこの臨時交付金というのは、9月までだということと10分の10が出ているわけですけどもその後の10月以降、公立の幼保やあるいは民間の保育士等に対して同じように、臨時とあるけれどもこの処遇改善が恒常的にされていくのか、されていくときの財源など予定しておりましたら教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

今回の臨時特例事業ということですが、それが9月までということなんですが、10月以降もこれを継続することが補助の10分の10を頂くという要件になっておりますので、それは間違いなく進めていくことになろうと思います。

その財源的なところでございますが、まだ正確にちょっと分からないですけども、地方交付税措置の中でどの程度算入されるかははっきりしませんけれども、そういった措置が出されるものとお聞きしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） その水準を維持するために地方交付税措置が3%に満たないような場合には、市としても補填していくという考え方でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） 基本的にはこの交付税措置の中でカバーできてるものだと思いますが、どの程度の金額が算入されるのか定かでないものですから、その辺についてはちょっと正確にお答えができないところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 民間に関しても同じことよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

民間の保育園につきましては、10月以降は人件費ですとかそのほかもろもろ、運営費を施設型給付費という形で支給をしておりますので、その中にこの賃金改善部分が含まれて支給をしていく、そういう形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） その民間保育園・こども園等の施設型給付費というのは国、県からもお金が入って市もプラスしてっていう内容でしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

この施設型給付費は国が2分の1、それから県が4分の1で市が4分の1というふうな負担割合になっておりますので、そんな形で負担をしていく形になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 先ほどの同僚議員の質問を聞いていましたら、会計年度任用職員だけがアップして公立の保育士さん、幼稚園教諭さんたちは人事院勧告の表を変更することはできないから、困難なようなふうに分かかってしまったんですけども、繰り返しになりますが、今回の10分の10の補助は今後も恒常的に処遇改善していくというのが条件だから、しっかりやりますよということを理解しましたが、じゃあこの会計年度任用職員の人たちも恒常的に上がっていく考え方でいいですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

会計年度任用職員の方については、10月以降もこの賃金改善を維持していくこととなります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。いっときコロナ禍の前に福祉職の人たちが、本当に介護保険制度なんかとか医療とかの方たちが、昔からよく言われる女性の職場と言われるようなところが本当に基本給が低くて、処遇改善が必要だというのが叫ばれて、一時金で3万円とか5万円とか出た時期があって、それは一回こっきりとか二、三回やったかと思うんですけども、そうじゃなくて国として恒常的に対策を取っていくので湖西市もしっかりとサポートし、支給していくということが分かりましたのでありがとうございました。

では次。

○議長（馬場 衛） 次ですね、はい。

○10番（佐原佳美） 歳出の3款1項10目で障害児通所支援事業費の増加に伴う扶助費800万円増額の内訳をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

令和3年12月末までの障害児通所支援事業の児童発達支援と放課後等デイサービス事業に係ります利用実績を基に、令和3年度の支出見込み額を試算し、650万円の不足と見込みました。この650万円の内訳は、児童発達支援が300万円、放課後等デイサービスが350万円と試算しております。

また、令和4年3月に新規開設を予定しております児童発達支援1事業所の利用見込み額150万円を加算し、本年度の支払いに不足が生じないよう800万円の増額といたしました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございました。とにかく低年齢のうちから発達に課題があるお子さんは、適切な療育なり支援が必要だと叫ばれておりますので、新規の事業所も考え合わせていただいたことはありがたいことだなと思います。

では、その2番。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○10番（佐原佳美） どのような事業所にどれだけの児童が増えているのか、今児童発達のほうと放課後デイサービスの2種類があるよということはお聞

きましたんですけど、増加具合を教えてくださいなと思います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

障害児通所支援事業の主なもの、小学校入学前までの児童が利用可能な児童発達支援事業、小学生から高校生までの児童が利用可能な放課後等デイサービス事業になります。

事業所ごとの利用児童数につきましては、施設運営などへの影響もありますことから申し訳ありません、この場での御回答は控えさせていただければと思いますが、事業ごとの利用者数について御説明をさせていただきます。

令和3年12月末までの月平均の利用者数は、令和2年度1年間の月平均に比べまして児童発達支援事業が1か月当たり9人の増加、放課後等デイサービス事業は1か月当たり11人の増加となっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。本当にいろいろなところで調査もしたり、そういうお子さんたちをピックアップもされてきている環境整備が整っているので、子供さんも増えているのかなという気もしますが、引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございました。

では次。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○10番（佐原佳美） 先ほどの歳入のところで、先輩議員が質問されておりました放課後児童支援員の委託料209万5,000円のうち、処遇改善に関する費用は幾らか、何人分なのかということですが、138万6,000円でアップするのは月1万1,000円っていうお答えを聞きましたが、単純計算すると2万2,000円なんですけど、この内訳を教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

63人の内訳でございますが、こちらの市内で放課後児童クラブ12クラブあるわけなんですけど、その支援員、補助員の総数が63人ということで、その1万1,000円掛ける63人、そして2月、3月分というこ

とで2か月分を掛け合わせるということで算出しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました、すみません。

では次、2番目の制度の実施期間は9月までというのも先ほどお聞きしたかと思うんですけども、それ以降はどうなるんですか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

10月以降もこの事業により講じた賃金改善の水準を維持していくということでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） その財源はどこからの予定でしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

10月以降につきましては、こちらのほうは運営費に係ることでございますので国が3分の1、県が3分の1、そして市が3分の1ということになっておりまして、市の分につきましては地方交付税で財政措置をされるということになっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。地方交付税は確実に来るんでしょうか、っていうとちょっと分からない、それは分からない。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

今のところはそのように措置されるというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○10番（佐原佳美） 以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに、議案に対し

て質疑のある方はございませんか。

神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） ただいまの同僚議員の質問の中でしたっけ、小学校施設整備費で特別支援学級のクラス割りをするっていうところは分かりました。その金額が8,604万2,000円ってなっていて、そのうちの間仕切り等に使うのが502万7,000円でしたかね、そうしますとあとは岡崎小学校のトイレ改修におおむね8,000万円使うことかなと思ったんですけども、まずその考え方はそれでよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

〔教育次長 岡本 聡登壇〕

○教育次長（岡本 聡） お答えします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、岡崎小学校のトイレ改修8,000万円でのどのくらいの数のトイレを改修するんですか、金額が想定できないんですけども、岡崎小学校の中にあるどれだけの部分のトイレを改修する予算でしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） すみません、ちょっと今その関係の資料を持ち合わせておりませんのでお時間いただきたいと思います。

○議長（馬場 衛） 後ほどでよろしいですか。

○17番（神谷里枝） はい。

じゃあ終わります。ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） それでは神谷委員、この後、採決に入っちゃうもんですからどうしましょう。

○17番（神谷里枝） 後で頂ければ。

○議長（馬場 衛） 後で構いませんか。

○17番（神谷里枝） はい。

○議長（馬場 衛） それでは、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3

項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第21号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第15 議案第22号 令和3年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第22号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第16 議案第23号 令和3年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第3

号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。10番 佐原佳美さんの発言を許します。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番佐原佳美です。議案第23号 令和3年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算についてお伺いいたします。

歳出の2款1項3目です。審査件数の増加で11万円増額ということですが、審査件数の当初見込みと現状を教えてください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 袴田晃市登壇〕

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えいたします。

審査支払い手数料に係る当初予算につきましては、令和3年3月に策定いたしました第8期湖西高齢者プランに基づく計画値として224万6,180円と見込んでおり、年間4万8,830件分、月4,070件分を計上しております。

令和3年12月末現在の実績といたしましては、3万8,257件、月平均4,250件で、1か月当たり180件の増加となっていることから年間2,390件の増を見込みました。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。認定数も伸びているので、次のところも伸びているということだと思います。

次の4款1項3目のほうへ行かせていただきます。

○議長（馬場 衛） 次ですね、どうぞ。

○10番（佐原佳美） 介護予防日常生活支援総合事業利用者数の増加で、300万円増額とのことだが、介護予防生活支援サービスの内容と件数増加の状況はいかがでしょうか。

これは介護認定を受けなくてもこの上の審査、さきに質問した審査を経なくても利用できるというサービスで、予備軍といいますかそういう事業だと思うんですけども、湖西市はこちらの総合事業のほうが大変多くてという印象があったんですけど、審査件数も伸びていたのをお聞きしたんですけど、内

訳をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えいたします。

サービスの内容につきましては、要支援者と基本チェックリストによる事業対象者に対し、生活支援のニーズに対応した多様なサービスを提供していくため、介護予防給付相当のサービス、訪問と通所、と緩和型のサービス、訪問と通所、を実施しております。

利用件数の状況につきましては、令和3年4月から令和3年12月までの利用者数は月平均436人で、令和2年度1年間の月平均409人を27人上回る状況となっております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 今訪問と通所ともう一つ何ておっしゃったか、ちょっとそこが聞き取れなかったのと、この436人の訪問・通所の内訳というのは分かたら教えてください、どちらが多いのかだけでも。

それと、先ほどちょっと私が聞き取れなかった訪問と通所ともう一つのサービスは何でしたか教えてください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） すみません、手元に資料がないので少し確認のためお時間をいただければと思います。

○議長（馬場 衛） 暫時休憩といたします。

午後1時54分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（馬場 衛） それでは、休憩を解いて会議を再開させていただきます。

このまま、少し時間がかかりそうなお話がありましたものですから、ここで休憩を取りますので、再開を14時10分とさせていただきます。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて、会議を再開い

たします。

健康福祉部長の答弁から始めさせていただきます。  
健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

先ほどの月平均436人の内訳につきましては、1ケアプラン当たりに対しての人数となりまして、ケアプランの中には訪問も通所も利用される方、通所のみを利用される方などが交ざっており1件としてカウントしております。そのようなことから、申し訳ありませんが分類することができません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます、勉強になりました。予算ということで、ケアプランの算定の料金ということで、その事業別ではないということが分かりました。

それと、先ほど私が3番目に言った言葉が分からないというのは、要はチェックリストで介護予防事業を介護予防生活支援サービスを受けられるよという方は、緩和型というのも利用できるという緩和型だったということも分かりました。

以前、介護保険事業所の多くはこの要支援とかチェックリストで上がった、先ほど言った予備群という言い方をしてしまいましたが、今後悪くならないように予防していく皆さんなんですけれども、その方たちの事業を地域の居場所というのをかなりそれぞれの自治会でつくり始めた時期があって、今もう市内十数か所あるかと思うんですけども、それも月1回とかではなくて週2回くらいやるとこの介護予防生活支援サービスとして給付金も出るよというお話もあったんですね、緩和型のデイサービスということで。今そのような事業をしているところは市内にありますか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えいたします。

現在、市のほうで行っています緩和型のサービス事業は全て介護認定の事業所で運営をしていただいております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 要介護者や介護予防をしたほうが適当であると、チェックリストで判定された方たちはどんどん増えていっしやるし、2040年をピークとして高齢者数その後は減少していくという状況の中で、ますます必要な部分だと思います。よって、今も介護保険の事業所しかしてないということで、なかなか地域包括ケアシステムは進んでないんだなということも分かりました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに、議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第23号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第17 議案第24号 令和3年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第24号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（馬場 衛） 日程第18 議案第26号 令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、総務経済委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第19 議案第27号 令和4年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第20 議案第28号 令和4年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、総務経済委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第21 議案第29号 令和4年度湖西市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、建設環境委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第22 議案第30号 令和4年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、建設環境委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 日程第23 議案第31号 令和4年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。16番 中村博行君の発言を許します。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 次第に沿ってお伺いします。

1番ですが、業務活動キャッシュ・フローの1番の当年度純利益マイナスの2億6,686万4,070円の算出根拠を伺います。

○議長（馬場 衛） 病院事務長、登壇して答弁をお願いいたします。

〔病院事務長 田内紀善登壇〕

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

令和4年度当初予算から令和4年度予定損益計算書などの財務諸表を作成しまして、当年度純利益または純損失を算出しております。

令和3年度に続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、入院・外来収益の減少が見込まれるため、令和4年度につきましても純損失となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 改めて聞きますけど、このキャッシュ・フローというのは、お金の流れが分かるという形のものだというふうに私は認識しております。そうすると、この市から出たお金とか国からもらったお金とかというのは、このキャッシュ・フローの間接法だと上がってこないわけですか。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

その中に含まれている形になります。損益計算書でその辺はしっかり出てくる形になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうすると、そのもらったものを入れて市から出してる内容の9億2,787万8,000円も含め、そのほか国からもらったものも一応予定に入れてなおかつ赤字ということは、2億6,684万円が足りない、費用のほうが大きいということですよ、その辺はどうですか。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうすると、これは予算でこういうふうなつもりだということですので、この中にはそうすると、決算で今までは不用額が4億4,000万円とか4億6,000万円とか過去に出てました。この部分はこの費用の中に含まれているのですか。費用が大きいので、その費用の中にこれが入ってるかっていう話。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

決算にならないとあれなんですけども、基本的には年間必要な費用のほうを予算計上してしますので、結果的に不用額が出る可能性はありますが、一応事業継続のための費用を積算して予算化してしますので、結果的に出る場合はあります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 結果的にそういう形になると



いうことは、同じようなパターンでこの予算は組まれているので、大体4億円前後は出るというふうに推定されますけど、それはやってみないと分からないということなんだけど、そういう形には、私の言っていることもあり得るといえるかそういうことですね。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

中村議員おっしゃることはあり得ないとは言えないものですから、あり得る可能性はあるということでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 分かりました。それじゃあ、その不用額を私はこの中に含まれているというふうに解釈します。

それじゃあ次に、2番目の質問です。

○議長（馬場 衛） 2番目ですね、どうぞ。

○16番（中村博行） 2番目として、投資活動キャッシュ・フローの有形固定資産取得による支出1億9,934万3,819円の算出根拠を伺います。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

1款資本的支出1項建設改良費のうち施設改良費、それから固定資産購入費、リース資産購入費の合計額から消費税分を除いた額が、この1億9,900万円ほどの金額になります。

固定資産購入費の主な購入機器につきましては、予算説明会で説明させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 分かりました。これはちょっと私の聞いているのとちょっと場所が違ったのか、数字が合わなかったのでもう一度伺いました。分かりました。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○16番（中村博行） いいです。

その次の3番ですね、5の資金期首残高5億4,538万4,721円の算出根拠を伺いたいです。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

令和3年度の決算見込みにおけますキャッシュ・フロー計算書を作成しまして、令和3年度の資金期末残高見込みを算出しております。

令和2年度末で未収金となっております新型コロナウイルス感染症関連の国県の補助金、これが約1億円ほどございます。それが令和3年度に入って収入されたこと、それから令和3年度中におきましても新型コロナウイルス感染症関連の国の補助金が入ったことによりまして、2億1,277万6,000円ほどの増加が見込まれます。その額を令和3年度資金期首残高、これが3億3,260万8,292円、それに加えまして議員おっしゃった資金期首残高5億4,538万4,721円になるという見込みでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） ということは、過去の令和2年度のものにその分を足してると、国からもらったものとか当初予定していないものを入れてるという形ですが、これは補正予算とかそういうものは出さずに、我々には何も通知も何もないという形に私は取りましたけど、そういう形の変更の届け、我々に知らせてくれてあったですか。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

病院事業に対します新型コロナ関連の補助金につきましてはそのたびに変わりまして、急に補助対象の通知とか来まして、間に合うものにつきましては以前、熱水の洗濯機等、医療機器をそろえるときには補正のほうをさせていただいたものもありますが、これにつきましては今やってる事業に対して補助が頂けるという形で急に申請する場合もあります。あと、コロナの空床補償の関係もあるものですから、その関係もやってるものですから、特別お知らせしなかったといえればそれまでなんですけども、そういう形で対応のほうをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） それぞれ頑張ってやってくれていることは分かりますけど、この決算書と予

算書の関係なんかを比べてみると、前年度の末の令和3年度末の予定を見ると、末残高が6,697万4,425円という形になっているので、この数字に近いものが令和4年度のほうの期首になるかなと思ったらすごく大きな数字になっているので、この辺は何を、かえて計画どおりにするとお金が減って、計画どおりやらないほうがお金が増えるのかなって思っちゃったのでこんな質問をしましたけど、そういう仕分けがあるわけですね、これは。根拠があつてこういう形にしたということですよ。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） 根拠はあります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 分かりました。それでも、その過去の予算書の前年度の期首と期末、これが決算のほうはあっているんだけど、期首と期末、それが例えば令和3年度の期首なら、令和2年度の期首が3億8,895万5,696円という形で必ずあっているんですが、予算のほうはとてつもなく違ってるわけですね、半分以上も違ってるような見込みのものをつくっているということは、見込みであくまでもつくってるわけですね、予算は。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

見込みでつくっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 分かりました。じゃあ、これを合わせるにはどうしたらいいかっていう形の話になるかと思うんですが、中のいろんな管理のことができてくればこれがそろそろもんですかね、前年度の期末が翌年度の期首に合うとか、そういう近い数字になるっていうのはどうしたらこれが合うような形になるですかね。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

ちょっと研究のほうをさせてください。

以上です。

○議長（馬場 衛） 中村博行君。

○16番（中村博行） 予算なので、執行してみんと分からんという面もあるので、確かにそうだけど、今回の場合は令和3年度の期末残高と令和4年度の期首残高が極端に違ったのでこんな質問をしました。

内容的には理解しましたので、これからいろいろ頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（馬場 衛） 16番 中村博行君の質疑を終わります。

○議長（馬場 衛） 通告された質疑は以上です。ほかに、議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

本件は、福祉教育委員会に付託いたします。

---

○議長（馬場 衛） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） それでは、本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時34分 散会

---